

○東秩父村和紙の里関連施設管理規則

令和 5 年 4 月 1 日

規則第18号

東秩父村和紙の里関連施設管理規則(昭和63年規則第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東秩父村和紙の里関連施設設置及び管理条例(令和 5 年条例第 4 号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、東秩父村和紙の里関連施設(以下「和紙の里施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休館日)

第 2 条 和紙の里施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 和紙の里施設を利用することができる時間は午前 9 時から午後 9 時までとする。

(2) 和紙の里施設の休館日は12月29日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 手すき和紙の製造及び研修を行う場合は、午前 8 時30分から午後 5 時までとする。
ただし、入館は午後 4 時30分までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第 4 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、特に必要と認めたときは、村長の承認を得て、利用時間の変更及び臨時に休館させ、又は休館日に開館することができる。

(利用の許可申請)

第 3 条 条例第 7 条の規定により和紙の里施設を利用しようとする者は、利用許可申請書(様式第 1 号又は様式第 1 号の 2)を指定管理者に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とし、利用変更申請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めたときは、村長の承認を得て、利用許可申請を別に定める様式で申請させることができる。

(利用の許可)

第 4 条 条例第 7 条の規定による利用の許可は、利用許可書(様式第 3 号又は様式第 3 号の 2)を交付して行うものとする。

2 第 3 条第 2 項による申請の許可においては、別に定める。

(利用料金の徴収)

第5条 条例第11条の規定による利用料金は、利用者の入場時に徴収するものとする。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 条例第11条の規定により、手すき和紙製造及び研修に係る附属設備の料金は、別表のとおりとする。

(利用料金の減額又は免除)

第6条 条例第12条の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 村が直接利用する場合は免除

(2) その他村長が必要と認めた者が利用する場合は減額又は免除

(利用料金の減額又は免除申請)

第7条 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額・免除申請書(様式第4号)を、第3条に規定する利用許可申請書(様式第1号)と同時に提出しなければならない。ただし、前条第2号の規定により免除を受けようとする者については、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第8条 和紙の里施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、秩序の保持と安全の確保に協力しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

(2) 許可を受けずに和紙の里施設において寄附を募集し、又は飲食物等の提供をしないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(5) その他指定管理者が定める事項

(毀損等の届出)

第9条 和紙の里施設等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに指定管理者に届け出るものとし、その指示に従わなければならない。

(施設の立入り)

第10条 指定管理者は、和紙の里管理運営に必要があると認められるときは、使用の途

中であっても係員を会場内に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は係員の立入りを拒んではならない。

(利用終了の届出)

第11条 利用者は、和紙の里施設等の利用を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

手すき和紙製造及び研修に係る附属設備の料金

内 容	単位	料 金（円）	
		和紙製造所	和紙工房
打解機＋ナギナタビーター	1 回	500	500
煮熟釜	1 回	500	500
水槽	1 回	500	500
圧搾機＋乾燥機	1 回	500	500
手すき和紙道具一式	1 回	2,000	2,000

備考

- 1 打解機、ナギナタビーターの個別利用の場合も同額とする。
- 2 圧搾機、乾燥機の個別利用の場合も同額とする。
- 3 手すき和紙道具一式は、漉槽、簀、桁、紙床、圧搾機、乾燥機各1台と、その他必要な道具とする。

様式第1号（第3条関係）

東秩父村和紙の里

利用許可申請書

東秩父村和紙の里 指定管理者 様

				担当

以下のとおり、施設利用を申請します。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

申請者	団体名					
	住所					
	氏名			電話番号		
利用期間		年 月 日 ~ 年 月 日				
利用時間		利用時間： 時 分 ~ 時 分				
		到着時間： 時 分				
搬入出		有（入： 月 日 時／出： 月 日 時）・ 無				
利用予定人数		人（小人 人／大人 人）				
利用施設（利用施設番号に○つける）				人数	利用料	割増
1	手すき和紙体験	無地 ・ 他（ ）				
2	研修会館	1階	大広間			
			けや(30畳)			
			つき(18畳)			
		2階	さくら(16畳)			
			かい(10畳)			
			ひのき(8畳)			
			すぎ(6畳)			
			まつ(6畳)			
		宿泊(食事 無・有)		大人		
				小人		
3	ギャラリー					
4	茶室	全室				
		和室(8畳)①				
		和室(8畳)②				
		和室(4.5畳)				
5	体験交流施設	そば ・ うどん		セット		
合計 人 円						
その他の事項						
受付日：		年	月	日	受付者：	受付No.
受領日：		年	月	日	受領者：	

様式第1号の2（第3条関係）

東秩父村和紙の里

利用許可申請書

（手すき和紙製造及び研修）

				担当

東秩父村和紙の里 指定管理者 様

以下のとおり、施設利用を申請します。

申請日

年

月

日

申請者	団体名				
	住所				
	氏名			電話番号	
利用期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
利用時間		利用時間： 時 分 ～ 時 分			
利用予定人数		人（小人 人／大人 人）			
研修室（利用時間帯に○をつける）		午前	午後	1日	利用料
1	和紙製造所				
2	和紙工房				
附属設備（利用施設に○をつける）		製造所	工房	単位	利用料
1	打解機＋ナギナタビーター				
2	煮熟釜				
3	水槽				
4	圧搾機＋乾燥機				
5	手すき和紙道具一式				
合計 円					
その他の事項					
受付日： 年 月 日		受付者：		受付No.	
受領日： 年 月 日		受領者：			

様式第2号（第3条関係）

東秩父村和紙の里
利用変更申請書

				担当

東秩父村和紙の里 指定管理者 様

以下のとおり、施設利用の変更を申し込みます。

申 請 日		年 月 日		
申 請 者	団 体 名			
	住 所			
	氏 名		電話番号	
許 可 申 請 日		年 月 日		
許 可 番 号				
変 更 内 容		※変更する内容を記載		
その他の事項				
※変更に伴う金額変更 有 ・ 無 変更内訳				
変更金額 円				
受付日： 年 月 日		受付者：		受付No.

様式第3号（第4条関係）

東秩父村和紙の里

利 用 許 可 書

下記により利用を許可します。

申請日

年

月

日

申請者	団体名							
	住所							
	氏名				電話番号			
利用期間	年		月	日	～	年	月	日
利用時間	利用時間：	時	分	～	時	分		
	到着時間：	時	分					
搬入出	有（入： 月 日 時／出： 月 日 時）・ 無							
利用予定人数	人（小人 人／大人 人）							
利用施設（利用施設番号に○つける）						人数	利用料	割増
1	手すき和紙体験	無地 ・ 他（ ）						
2	研修会館	1階	大広間					
			けや(30畳)					
			つき(18畳)					
		2階	さくら(16畳)					
			かい(10畳)					
			ひのき(8畳)					
			すぎ(6畳)					
			まつ(6畳)					
		宿泊(食事 無・有)		大人				
				小人				
3	ギャラリー							
4	茶室	全室						
		和室(8畳)①						
		和室(8畳)②						
		和室(4.5畳)						
5	体験交流施設	そば ・ うどん		セット				
合計 人 円								
その他の事項								
受付日：		年	月	日	受付者：		受付No.	
受領日：		年	月	日	受領者：			

様式第3号の2（第4条関係）

東秩父村和紙の里

利用許可申請書

（手すき和紙製造及び研修）

東秩父村和紙の里指定管理者

下記により利用を許可します。

申請日

年 月 日

申請者	団体名				
	住所				
	氏名		電話番号		
利用期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
利用時間		利用時間： 時 分 ～ 時 分			
利用予定人数		人（小人 人／大人 人）			
研修室（利用時間帯に○をつける）		午前	午後	1日	利用料
1	和紙製造所				
2	和紙工房				
附属設備（利用施設に○をつける）		製造所	工房	単位	利用料
1	打解機＋ナギナタビーター				
2	煮熟釜				
3	水槽				
4	圧搾機＋乾燥機				
5	手すき和紙道具一式				
合計 円					
その他の事項					
受付日： 年 月 日		受付者：		受付No.	
受領日： 年 月 日		受領者：			

様式第4号（第7条関係）

東秩父村和紙の里
減額・免除申請書

				担当

東秩父村和紙の里 指定管理者 様

年 月 日付けで利用申請いたしました、東秩父村和紙の里利用料金を、東秩父村和紙の里関連施設設置及び管理条例第12条の規定により 減額・免除 願いたいので申請します。

申 請 日		年 月 日		
申 請 者	団 体 名	※利用許可申請書と同時提出の場合は団体名のみで可		
	住 所			
	氏 名		電話番号	
減 額 ・ 免 除 理 由		(1) 村が直接利用		
		(2) 指定管理者が特別の理由があると認めた者		
		(3) その他村長が必要と認めた者		
		※減額・免除を申請する理由（詳細内容）を記載		
その他の事項				
施 設 記 入	規則第6条 規定該当		(1) 村が直接利用	
			(2) 指定管理者が特別の理由があると認めた者	
			(3) その他村長が必要と認めた者	
	特記事項			
	※金額変更 有 ・ 無			
	変更内訳			
変更金額 円				
受付日：		年 月 日	受付者：	受付No.